

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	33 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	30 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	15 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和56年4月に婚姻後、夫婦二人分の国民年金保険料を事業所の支払などと一緒に納付していた。

申立期間について、夫の国民年金保険料は納付済みとなっているが、私の記録は未納とされており納得できない。

申立期間の国民年金保険料を納付したことは事実なので、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く昭和50年2月から平成24年12月までの期間について、国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫についても、婚姻した昭和56年4月から平成22年7月までの期間の保険料を全て納付している。

さらに、申立人は、昭和58年4月5日にA県B市内において転居し、2年7か月後の60年11月5日に国民年金における住所変更を行っているところ、この時点で申立期間は現年度納付することが可能な期間である。

加えて、申立人の国民年金における住所変更が行われた2か月後に当たる昭和61年1月23日に、申立人は、申立期間の前年度の59年4月から60年3月までの国民年金保険料を過年度納付しており、前述の申立人の納付意識の高さを踏まえると、12か月と短期間である申立期間の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月  
夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納めていたが、申立期間について未納と記録されている。  
申立期間に係る国民年金保険料の領収書を持っているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を集金人に納付したとして領収書を提出しているところ、当該領収書を見ると、「平成5年度A市国民年金保険料領収書（11月分）」と印字されており、納期限を過ぎた平成6年7月18日付けのスタンプが押されていることが確認できる。

ところで、国民年金保険料の収納に係る通常の手続きにおいては、市町村役場が過年度となる保険料を領収することがないところ、B県A市は、申立人が所持する当該領収書について、書式からすると、同市が申立期間当時に発行したもので、当該日付のスタンプは領収印であり、かつ当該印に表示されている名字の戸別徴収員を雇用していたことを認めている。

また、A市は、戸別徴収員に対して、誤って集金した過年度保険料を被保険者に返金の上、領収書を回収するように指示していたことがあったが、返金したことを確認できる資料を保管していないとしている。

さらに、A市は、前述の領収書が存在することについて、戸別徴収員が被保険者から徴収した過年度保険料を、被保険者に代わって金融機関で納付していた可能性があるとも回答しているところ、申立人が所持する申立期間以外の領収書を見ると、同市が過年度保険料を領収しているものが複数見られ、これらの期間の保険料は、オンライン記録上、過年度納付となっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月  
夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納めていたが、申立期間について未納と記録されている。  
申立期間に係る国民年金保険料の領収書を持っているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を集金人に納付したとして領収書を提出しているところ、当該領収書を見ると、「平成5年度A市国民年金保険料領収書（11月分）」と印字されており、納期限を過ぎた平成6年7月18日付けのスタンプが押されていることが確認できる。

ところで、国民年金保険料の収納に係る通常の手続きにおいては、市町村役場が過年度となる保険料を領収することがないところ、B県A市は、申立人が所持する当該領収書について、書式からすると、同市が申立期間当時に発行したもので、当該日付のスタンプは領収印であり、かつ当該印に表示されている名字の戸別徴収員を雇用していたことを認めている。

また、A市は、戸別徴収員に対して、誤って集金した過年度保険料を被保険者に返金の上、領収書を回収するように指示していたことがあったが、返金したことを確認できる資料を保管していないとしている。

さらに、A市は、前述の領収書が存在することについて、戸別徴収員が被保険者から徴収した過年度保険料を、被保険者に代わって金融機関で納付していた可能性があるとも回答しているところ、申立人が所持する申立期間以外の領収書を見ると、同市が過年度保険料を領収しているものが複数見られ、これらの期間の保険料は、オンライン記録上、過年度納付となっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14202

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私自身の記録を確認したところ、A社からB社に移籍した際の当該期間について、厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。私は当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に訂正されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所(当時)が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は事業主が当初届け出た49年1月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の事業所別被保険者名簿から、5万6,000円とすることが妥当である。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14203

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私自身の記録を確認したところ、A社からB社に移籍した際の当該期間について、厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。私は当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に訂正されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所(当時)が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は事業主が当初届け出た49年1月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の事業所別被保険者名簿から、11万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで

年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私自身の記録を確認したところ、A社からB社に移籍した際の当該期間について、厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。私は当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に訂正されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所(当時)が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は事業主が当初届け出た49年1月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の事業所別被保険者名簿から、8万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私自身の記録を確認したところ、A社からB社に移籍した際の当該期間について、厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。私は当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に訂正されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所(当時)が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は事業主が当初届け出た49年1月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の事業所別被保険者名簿から、13万4,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私自身の記録を確認したところ、A社からB社に移籍した際の当該期間について、厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。私は当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に訂正されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所(当時)が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は事業主が当初届け出た49年1月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の事業所別被保険者名簿から、5万6,000円とすることが妥当である。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14207

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私自身の記録を確認したところ、A社からB社に移籍した際の当該期間について、厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。私は当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に訂正されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所(当時)が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は事業主が当初届け出た49年1月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の事業所別被保険者名簿から、11万円とすることが妥当である。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14208

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私自身の記録を確認したところ、A社からB社に移籍した際の当該期間について、厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。私は当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に訂正されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所(当時)が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は事業主が当初届け出た49年1月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の事業所別被保険者名簿から、9万8,000円とすることが妥当である。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14209

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私自身の記録を確認したところ、A社からB社に移籍した際の当該期間について、厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。私は当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に訂正されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所(当時)が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は事業主が当初届け出た49年1月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の事業所別被保険者名簿から、9万2,000円とすることが妥当である。

## 近畿（神奈川）厚生年金 事案 14210

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和49年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで  
年金事務所から、申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、私自身の記録を確認したところ、A社からB社に移籍した際の当該期間について、厚生年金保険に未加入となっていることが分かった。私は当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人はA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、昭和49年1月1日と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年2月28日より後の同年3月25日付けで、遡って48年12月25日に訂正されているとともに、同社の多数の被保険者についても同様の処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、社会保険事務所(当時)が昭和48年12月25日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は事業主が当初届け出た49年1月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の上記訂正前の事業所別被保険者名簿から、12万6,000円とすることが妥当である。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14211

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和23年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所から、A社における申立期間当時の同僚の年金記録が訂正された旨の案内があったので、自身の記録を確認したところ、私も同社B事業所から同社C事業所に異動した当該期間における厚生年金保険が未加入となっていることが分かった。

私は申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和23年4月1日にA社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和23年2月の社会保険出張所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和23年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険出張所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、

その結果、社会保険出張所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（福井）厚生年金 事案 14218

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月31日から同年9月1日まで

年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間は、A社B支店から同社本社に異動した時期であるが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社本社から提出された辞令及び複数の元同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和45年9月1日にA社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和45年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社B支店が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における申立人の資格喪失日が、社会保険事務所の記録どおりの昭和45年8月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14219

### 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、4万2,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

夫の厚生年金保険の記録状況を年金事務所に照会したところ、夫がA社に勤務した期間の標準報酬月額について、昭和40年12月7日に解雇された当時において4万2,000円だったのが、41年10月1日付けで、一旦、同額の4万2,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、減額訂正される理由が無いので、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、4万2,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、同額の4万2,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和44年7月1日。以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで、当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表を見ると、昭和 40 年 10 月の定時決定の時期までは、定時決定を含む標準報酬月額の変更の届出に係る記載が受付日とともに確認できるが、41 年 1 月 31 日付けで、被保険者数が 114 人から 0 人になり、そのうちの 51 人について、前述のとおり同年 5 月 26 日付けで、資格喪失が取り消されている事跡が確認できる以降については、全喪日まで定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえると、同年、42 年及び 43 年の定時決定の事跡については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

さらに、同僚の陳述及び A 社に係る B 組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で解雇無効について争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が 0 円又は支払基礎日数が 0 日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って前述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額 7,000 円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

加えて、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に社会保険料の滞納があった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和 41 年 10 月 1 日の標準報酬月額を 4 万 2,000 円に決定したこと、及びその標準報酬月額を 7,000 円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和 40 年 10 月の定時決定の記録から、4 万 2,000 円に訂正することが必要である。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14220

### 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、4万5,000円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から44年7月1日まで

厚生年金保険の記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額について、昭和40年12月7日に解雇された当時において4万5,000円だったのが、41年10月1日付けで、一旦、同額の4万5,000円で決定された後、7,000円に訂正されていることが分かった。

申立期間は、裁判所により解雇前の雇用契約上の地位保全確認が認められた期間であり、減額訂正される理由が無いので、解雇前の標準報酬月額に戻してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、昭和40年10月の定時決定において、4万5,000円と記録されていたところ、41年10月の定時決定で、一旦、同額の4万5,000円と決定された後、7,000円に訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和44年7月1日。以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和40年12月8日に被保険者であった114人（申立人を含む。）全員について、被保険者資格の喪失処理がなされており、そのうち61人が41年5月26日付けで、当該資格喪失を取り消された後、同年10月1日以後に被保険者資格が継続している51人について、申立人と同様に同年の定時決定の記録が、一旦、決定した額から7,000円に訂正されていることが確認できる。

そこで、当該被保険者名簿の増減表を見ると、昭和40年10月の定時決定の時期までは、定時決定を含む標準報酬月額の変更の届出に係る記載が受付

日とともに確認できるが、41年1月31日付けで、被保険者数が114人から0人になり、そのうちの51人について、前述のとおり同年5月26日付けで、資格喪失が取り消されている事跡が確認できる以降については、全喪日まで定時決定等に係る届出の記載が無いことを踏まえると、同年、42年及び43年の定時決定の事跡については、全喪日と同時期において遡って記載された可能性が高いものと考えられる。

さらに、同僚の陳述及びA社に係るB組織の機関誌により、申立期間において、同社と従業員の間で解雇無効について争議状態が継続していたことが認められるところ、同社を管轄する年金事務所は、「資格喪失の取消処理のみを行った場合、届出前の状態に戻るため、従前の報酬が引き継がれると思われる。定時決定において、報酬が0円又は支払基礎日数が0日の場合は、従前の報酬月額で決定する。」旨回答していることを踏まえると、当該定時決定の記録について、遡って前述の訂正処理を行うこと、及び最低等級の標準報酬月額7,000円で決定することについての合理的な理由が見当たらない。

加えて、複数の同僚は、「申立期間を含む争議中に社会保険料の滞納があった。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和41年10月1日の標準報酬月額を4万5,000円に決定したこと、及びその標準報酬月額を7,000円に訂正した処理については、社会保険事務所（当時）においてこのような決定及び訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の被保険者名簿における昭和40年10月の定時決定の記録から、4万5,000円に訂正することが必要である。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14221

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 16 年 6 月 28 日は 62 万円、18 年 12 月 14 日は 100 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 6 月  
② 平成 18 年 12 月

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る取引明細表、複数の元同僚から提出された賞与支払明細書及びA社の回答から判断すると、申立人は、申立期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の取引明細表の記録及び元同僚の回答から、それぞれの賞与支給日を申立期間①は平成 16 年 6 月 28 日、申立期間②は 18 年 12 月 14 日とすることが妥当である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の取引明細表の振込額及び前述の賞与支払明細書の厚生年金保険料の控除の状況から、平成 16 年

6月28日は62万円、18年12月14日は100万5,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料は無く不明である。」と回答しているが、オンライン記録によると、当初、申立期間①及び②においてA社の被保険者全員に賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は当該標準賞与額について社会保険事務所（当時）に届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14222

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年12月10日は18万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月

年金記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A金融機関から提出された申立人名義の預金口座取引記録、複数の元同僚から提出されたB社発行の賞与支給明細書を検証した結果及び当該元同僚の陳述から判断すると、申立人は、平成16年12月10日に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（18万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は資料が現存せず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14223

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成16年12月15日は9,000円、17年7月16日は1万5,000円、同年12月16日は1万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月  
② 平成17年7月  
③ 平成17年12月

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が漏れていることを初めて知った。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された賞与支給明細書から判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の賃金台帳に記されている日付から、それぞれの賞与支給日を申立期間①は平成16年12月15日、申立期間②は17年7月16日、申立期間③は同年12月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賃金台帳又は賞与支給明細書に記されている申立人の賞与額及び厚生年金保険料の控除額から、平成16年12月15日は9,000円、17年7月16日は1万5,000円、同年12月16日は1万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立期間①、②及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円、同じく23年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に、それぞれ相当する報酬月額を事業主から申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、申立期間②のうち、22年9月から23年8月までは24万円、同年9月から24年6月までは26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年2月1日から22年9月1日まで  
② 平成22年9月1日から24年7月1日まで

年金事務所に記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、毎月の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い額で記録されていたことが分かった。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①及び②の標準報酬月額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間にお

いて、その期間に適用される法律に基づき記録の訂正が認められるか否かを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①については、申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額の記録については、申立人から提出された給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①に係る標準報酬月額について、届出に誤りがあったとしていることから、給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額を届け出ておらず、社会保険事務所（平成22年1月以降にあつては、年金事務所）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、17万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年4月から同年6月までは標準報酬月額24万円及び23年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主から申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額の記録を、申立期間②のうち、平成22年9月から23年8月までは24万円、同年9月から24年6月までは26万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額記録については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年4月から同年6月までの期間及び23年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額24万円にそれぞれ相当する報酬月額を事業主から申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における申立期間②の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成22年3月1日から同年6月1日まで  
② 平成22年6月1日から24年7月1日まで

年金事務所に記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、毎月の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い額で記録されていたことが分かった。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①及び②の標準報酬月額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録の訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②に

については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①については、申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額の記録については、申立人から提出された給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①に係る標準報酬月額について、届出に誤りがあったとしていることから、給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額を届け出ておらず、年金事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、16万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年4月から同年6月までの期間及び23年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額24万円にそれぞれ相当する報酬月額が事業主から申立人に支払われていたことが確認できることから、申立期間②のうち、22年9月から24年6月までに係る申立人のA社における標準報酬月額の記録は、24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成22年6月から同年8月までの標準報酬月額の記録については、申立人から提出された給与明細書によると、当該期間においても事業主から申立人に24万円に相当する報酬月額が支払われていることが確認できるところ、前述のとおり、事業主は当該期間に係る標準報酬月額について届出に誤りがあったとしている上、被保険者の資格取得時の標準報酬月額の決定について、年金事務所は、「後日、事業主が届け出た被保険者の資格取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額が掛け離れていることが判明した場合は、賃金台帳等において確認できる報酬月額から標準報酬月額を決定する。」旨回答していることから判断すると、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる申立人のA社における被保険者の資格取得時の標準報酬月額の記録を、24万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成20年2月から同年8月までは26万円、同年9月から21年8月までは36万円及び同年9月から22年8月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年4月から同年6月までの期間及び23年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額36万円にそれぞれ相当する報酬月額を事業主から申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における申立期間②の標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年2月1日から22年9月1日まで  
② 平成22年9月1日から24年7月1日まで

年金事務所に記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、毎月の給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い額で記録されていたことが分かった。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間①及び②の標準報酬月額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚

生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録の訂正が認められるか否かを判断することとしている。

申立期間のうち、申立期間①については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①については、申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額の記録については、申立人から提出された給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額から、当該期間のうち、平成20年2月から同年8月までは26万円、同年9月から21年8月までは36万円及び同年9月から22年8月までは34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①に係る標準報酬月額について、届出に誤りがあったとしていることから、給与明細書で確認できる保険料控除額に基づく標準報酬月額を届け出ておらず、社会保険事務所（平成22年1月以降にあつては、年金事務所）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、15万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年4月から同年6月までの期間及び23年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主から申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額の記録を、平成22年9月から24年6月までは36万円に訂正することが必要である。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14227

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 7 月 18 日は 10 万円、同年 12 月 18 日は 11 万 4,000 円、16 年 7 月 21 日及び同年 12 月 20 日は 11 万 5,000 円、17 年 7 月 20 日は 11 万 8,000 円、同年 12 月 20 日は 13 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月  
② 平成 15 年 12 月  
③ 平成 16 年 7 月  
④ 平成 16 年 12 月  
⑤ 平成 17 年 7 月  
⑥ 平成 17 年 12 月

賞与支払に関する記録に係る事実確認の通知が年金事務所から届き、A 社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る取引明細表、申立人から提出された預金通帳の写し及び元同僚から提出された賞与支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間①から⑥までにおいて賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の元同僚から提出された賞与支払明細書に記載されている支払日から、それぞれの賞与支給日を、申立期間①は平成 15 年 7 月 18 日、申立期間②は同年 12 月 18 日、申立期間③は 16 年 7 月 21 日、申立期間④は同年 12 月 20 日、申立期間⑤は 17 年 7 月 20 日、申立期間⑥

は同年12月20日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準賞与額については、前述の取引明細表、預金通帳の写しの振込額及び前述の賞与支払明細書の厚生年金保険料の控除の状況から判断すると、平成15年7月18日は10万円、同年12月18日は11万4,000円、16年7月21日及び同年12月20日は11万5,000円、17年7月20日は11万8,000円、同年12月20日は13万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が無く不明である。」と回答しているが、オンライン記録によると、当初、申立期間①から⑥までにおいて、A社に係る被保険者全員についての賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は当該標準賞与額について届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14228

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成18年7月20日は12万1,000円、同年12月20日は11万8,000円、19年7月19日は9万5,000円、同年12月20日は10万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月  
② 平成18年12月  
③ 平成19年7月  
④ 平成19年12月

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間において賞与は支給され、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、標準賞与額の記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人に係る取引明細表、申立人から提出された預金通帳の写し及び元同僚から提出された賞与支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間①から④までにおいて賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の元同僚から提出された賞与支払明細書に記されている支払日から、それぞれの賞与支給日を、申立期間①は平成18年7月20日、申立期間②は同年12月20日、申立期間③は19年7月19日、申立期間④は同年12月20日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準賞与額については、前述の取引明細表、預金通帳の写しの振込額及び前述の賞与支払明細書の厚生年金保険料の控除の状況から判断すると、平成18年7月20日は12万1,000円、同年12月20日は11万8,000

円、19年7月19日は9万5,000円、同年12月20日は10万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が無く不明である。」と回答しているが、オンライン記録によると、当初、申立期間①から④までにおいて、A社に係る被保険者全員についての賞与の記録が無かったことが確認できることから、事業主は当該標準賞与額について届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和22年5月31日、同社D支店における資格取得日に係る記録を23年10月25日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を22年5月は600円、23年10月は3,600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年5月31日から同年6月1日まで  
② 昭和23年10月25日から同年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

A社合併後の事業所であるE社（現在は、B社）人事部から昭和63年9月24日に交付された職歴書を見ると、A社C支店に22年4月21日から23年4月1日まで、同社D支店には同年10月5日から28年9月3日まで勤務した旨が記載されている。

また、実際に異動した日が上記異動の発令日からおおむね1週間以内であったことを踏まえると、A社C支店には申立期間①以前の昭和22年4月28日までに、同社D支店には申立期間②以前の23年10月12日までに、それぞれ異動しているはずである。

申立期間①及び②においても、毎月の給与から必ず厚生年金保険料が控除されていたので、これらの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社提出の人事記録、申立人提出の職歴書、同社の回

答及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間①及び②もA社に継続して勤務し（昭和22年5月31日にA社F支店から同社C支店に異動、23年10月25日に同社G支店から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立期間①はA社C支店における昭和22年6月の社会保険事務所の記録から600円、申立期間②は同社D支店における23年11月の社会保険事務所の記録から3,600円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14230

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年7月28日

A社において、平成22年7月28日に支給された賞与に係る年金記録が無い。同社は当該賞与から厚生年金保険料を控除したが、届出を行っていないことを認めているので、当該期間の標準賞与額を記録してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賃金台帳から、申立人が、事業主から申立期間に係る賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額16万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立人の当該期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成11年10月から13年7月までは44万円、14年2月から同年6月までは36万円、同年7月及び同年8月は41万円、同年9月は38万円、同年10月から16年2月までは41万円、同年3月は22万円、同年4月から同年6月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年10月1日から13年8月1日まで  
② 平成14年2月1日から15年7月1日まで  
③ 平成15年7月1日から16年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る標準報酬月額が実際の月収に比べて低く記録されていることが分かった。

申立期間①当時は、月収45万円程度だったはずなのに標準報酬月額が26万円、申立期間②当時は、月収40万円程度だったはずなのに標準報酬月額が15万円、申立期間③当時は、月収45万円程度だったはずなのに標準報酬月額が20万円となっており、納得できない。

これらの期間の一部に係る給与支払明細書を提出するので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人

の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、申立期間①、②及び③のうち、平成11年10月から同年12月までの期間、12年5月及び13年5月から同年7月までの期間は44万円、14年2月、同年3月及び同年5月は36万円、同年7月及び同年8月は41万円、同年9月は38万円、同年10月から15年2月までの期間及び同年4月から16年2月までの期間は41万円、同年3月は22万円、同年4月から同年6月までの期間は41万円とすることが妥当である。

また、申立期間①及び②のうち、平成12年1月から同年4月までの期間、同年6月から13年4月までの期間、14年4月、同年6月及び15年3月については、給与支給額及び保険料控除額を直接確認できる資料が無いものの、これらの期間の前後の期間に係る給与支払明細書及びB金融機関提出の申立人に係る預金取引明細表における入金記録並びにA社の経理担当者の陳述から推認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、申立人は、当該期間においても、オンライン記録における標準報酬月額を上回る給与を支給され、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を給与から控除されていたと認められる。

したがって、上記期間に係る標準報酬月額については、平成12年1月から同年4月までの期間及び同年6月から13年4月までの期間は44万円、14年4月及び同年6月は36万円、15年3月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明としているものの、前述の給与支払明細書及び預金取引明細表から確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与支払明細書及び預金取引明細表から確認又は推認できる報酬月額若しくは厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（滋賀）厚生年金 事案 14232

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和39年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月21日から同年6月21日まで  
年金事務所からの照会文書により、夫がC社から同事業所の関連会社であるA社に移った際の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

夫は申立期間も継続して勤務し、給与から保険料が控除されていたと思うので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである

### 第3 委員会の判断の理由

B社提出の申立人に係る人事記録、C社からA社に申立人と一緒に移籍したとする同僚から提出された覚書、同人の昭和40年度住民税特別徴収税額通知書及び同人を含む複数の同僚の陳述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和39年5月21日にC社からA社に移籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて資料が無いた

め不明としているが、申立人のA社に係る雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日がいずれも昭和39年6月21日であることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難く、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月30日から同年6月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和49年6月26日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年6月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年3月30日から同年6月26日まで  
② 昭和49年6月26日から同年8月1日まで

事業主が同一人であったA社からB社に異動し、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。申立期間①はA社で、申立期間②はB社で勤務していたので、当該期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立期間当時の事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、事業主を同じくするA社及びB社に継続して勤務し（昭和49年6月26日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和49年3月30日から同年6月26日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における同年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万6,000円とし、同年6月26日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のB社における同年8月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年3月30日から同年6月26日までの期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年6月26日から同年8月1日までの期間については、オンライン記録によると、B社は、同年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないものの、申立期間当時の事業主及び複数の同僚は、「当該期間の従業員は5人ないし6人であった。」旨陳述していることから、当該事業所は、当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年3月30日から同年6月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年6月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和49年6月26日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年6月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月30日から同年8月1日まで  
事業主が同一人であったA社からB社に異動し、継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっている。申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、事業主を同じくするA社及びB社に継続して勤務し（昭和49年6月26日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和49年3月30日から同年6月26日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社における同年2月の社会保険

事務所（当時）の記録から、9万8,000円とし、同年6月26日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のB社における同年8月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和49年3月30日から同年6月26日までの期間の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和49年6月26日から同年8月1日までの期間については、オンライン記録によると、B社は、同年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないものの、申立期間当時の事業主及び複数の同僚は、「当該期間の従業員は5人ないし6人であった。」旨陳述していることから、当該事業所は、当該期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間において、適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14235

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和60年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月30日から同年5月1日まで

夫は、A社及びB社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録に空白が有るので、調査の上、記録の訂正をお願いしたい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録並びに元同僚の給与明細書及び陳述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和60年5月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和60年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、平成16年3月29日は18万5,000円、19年3月29日は19万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年3月29日  
② 平成19年3月29日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に支給された賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書から確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料の控除額から、平成16年3月29日は18万5,000円、19年3月29日は19万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間①及び②に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14237

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和25年2月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3,500円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月1日から25年2月1日まで

私は、A社に昭和23年5月に入社し、25年5月までB職として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

在籍期間中、途中で退職した記憶は無いため、当該期間も厚生年金保険に加入しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、事業所名称欄のA社と記載されている下欄に、「B社」と記載され、二重線で抹消されているが、備考欄には「25.2.\*名称変更 25.3.20 処理」と記載されていること、及び同社は昭和25年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、事業主は、当初、個人事業所から法人事業所への事業所名称変更届を提出していたが、後日、法人事業所の新規適用処理に変更したものと考えられ、両事業所は継続していたことがうかがえる。

また、A社において昭和24年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した17人の被保険者（申立人を含む。）は、B社が適用事業所となった25年2月1日に資格を取得した被保険者と一致しており、当該17人のうち連絡先の判明した4人に照会したところ、回答のあった3人は、いずれも申立期

間において継続して勤務していた旨陳述している上、当該3人のうち2人は、「申立人も継続して勤務していた。」と陳述し、そのうち1人は、「申立期間も厚生年金保険料が控除されていた。」と陳述している。

さらに、A社に係る被保険者名簿の増減表によると、i) 前述の昭和24年12月1日に資格を喪失した17人の資格喪失届は、約5ヵ月後の25年4月25日の届出であること、ii) 同年3月25日に資格を喪失した者の資格喪失届は、同年4月23日の届出であること、iii) 当該17人のうち、24年11月15日付けで、資格を取得した2人の資格取得届は、同年12月6日の届出であるが、当該2人に係る資格喪失日が、資格取得届の受付日より前の同年12月1日となっていることは、事務処理上、不自然である。

加えて、A社に係る事業所名簿によると、不適用年月日欄に昭和24年12月1日と記載されているが、同日より後に資格を喪失した被保険者が2人確認できるところ、日本年金機構C事務センターは、「事業所名簿の不適用年月日は、社会保険事務所の記載誤りと思われる。」と回答しており、申立期間も同事業所は適用事業所であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社において、昭和25年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和24年11月の社会保険事務所の記録から、3,500円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和22年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和42年8月から49年3月まで

時期は覚えていないが私の母が、「昭和42年8月に、A県B市で国民年金の加入手続を行い、実家に来ていた集金人に国民年金保険料を納付した。」と言っていた。

申立期間当時、私は学生であり、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に参与したことはなく、これらを行ってくれた母は既に亡くなっているため、当時の具体的な状況は分からないが、母が申立期間の保険料を納付してくれたはずなので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年11月にC県D市で払い出されていることが記されており、また、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の手帳交付年月日欄に「49.10」とゴム印が押されていることから、申立人の国民年金の加入手続はこの頃に行われたものと推認される。

また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、発行年度が「昭和49年度」、資格取得年月日が昭和42年8月1日と記されていることから、申立人の被保険者資格は、当該年金手帳発行時に遡って取得されたものであることが確認できる。

この場合、前述の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和47年6月以前の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができないほか、申立人の戸籍の附票により、申立人が同年9月20日にB市からD市へ転居したことが確認できることから、当該転居以降において、申立人の母がB市において申立人の保険料を集金人に納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母は既に亡くなっているため、当時の状況は不明であるほか、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間は6年8か月に及び、これほどの長期間にわたり申立人の納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成2年3月まで

私が退職した昭和63年12月から平成元年1月頃までの間に、私の夫が、市役所で私の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、毎月、金融機関で各保険料を納付してくれていた。

私の国民年金保険料を夫が納付したことは間違いないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年1月に払い出され、当該資格取得の処理が同年1月29日に行われたことが確認できる。このことは、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和63年12月から平成元年1月頃までの間に、申立人の夫が国民年金被保険者資格の取得に係る手続を行い、国民年金保険料を毎月納付していたとする申立内容と符合しない。

また、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得手続は、前述の国民年金手帳記号番号の払出しの頃に行われたものと推認され、この場合、申立期間は、当該資格取得の手続が行われるまでは国民年金の未加入期間であり、制度上、当時において国民年金保険料を納付することができない上、当該資格取得の手続時点を基準にすると、申立期間の一部は、時効により遡って保険料を納付することもできない。

さらに、申立人がこの時効により納付できない期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索システムにより確認したが、申立人に別

の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の夫が、申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6562（大阪国民年金事案 6080 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から54年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から54年2月まで

昭和54年前後に、高校卒業以来続けていた家業の手伝いをやめる際、母から、それまで納付していなかった申立期間の国民年金保険料として、50万ないし60万円程度のお金を受け取り、区役所で遡って一括納付した。

申立期間については一括納付したと確信しているので、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

以上のことを年金記録確認大阪地方第三者委員会(当時)に申し立てたが、認められない旨の回答を受けた。

しかし、当時、私は母から、「ほかの人は年金をもらうのに、お前だけがもらえなくなるのはかわいそうだ。」と言われ、まとまったお金を受け取り、遡って一括納付することにより、過去の未納期間を全て解消したことを記憶している。

新たな証拠は無いが、申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付したことは、私の確かな記憶であり、前回の回答はどうしても納付できないので、再度審議して、申立期間の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、申立人に係る国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の番号における任意加入被保険者の資格取得日から、昭和59年11月頃に行われたものと推認され、54年頃に申立期間の国民年金保険料を一括納付したとする申立人の主張と一致しない上、この加入手続が行われたものと推認される時点(昭和59年11月頃)において、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間となること、ii) 保険料について、時効が完成した期間の

未納保険料を納付できる特例納付制度は、55年6月末日を最後に、これ以降実施されておらず、申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認される時点では、申立期間の保険料を遡って一括納付することは制度上できないこと、iii) 申立期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地の国民年金手帳記号番号払出簿を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定に基づき、平成23年11月4日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等はないが、申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付したことは間違いないことから、再度審議してほしいと申し立てている。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となることから、今回の再申立てに当たり改めて、申立人が保険料を一括納付したとする昭和54年頃の申立人に対する手帳記号番号の払出しについて、申立人の当時の住所地であるA県B市における国民年金手帳記号番号払出簿により、約1万件の手帳記号番号を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人から自らの主張を裏付ける新たな資料等の提出も無く、年金記録確認大阪地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6563（大阪国民年金事案 3316、4297、5512、6310 及び 6477 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年1月まで

平成2年6月に国民年金保険料の納付終了の案内が自宅に届いたが、年金額が年間40万円ぐらいにしかならないと知り、それから1か月もたたないうちに、区役所で任意加入手続を行った。

65歳まで国民年金保険料を納付したはずであるなどとして、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時）に5回申立てを行ったが、いずれも認められないとの回答を受けた。

今回、私の国民年金資格取得申出書（高齢任意用）（以下「資格取得申出書」という。）の写しを参考資料として提出するので、これを基に当時の担当者を特定し、事情を聞くなど、改めて調査及び審議を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所（当時）が保管する申立人の資格取得申出書が平成3年2月20日に受け付けられていることが確認でき、この受付時点で、申立期間は国民年金の任意未加入期間となるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 社会保険事務所では通常、申立人が資格取得申出書を提出して任意加入した場合、自身で喪失手続を行わない限り、重複して資格取得申出書を受け付けることはないと回答しているところ、前述の資格取得申出書以外の申出書の存在は確認できず、その他、申立人に係る別の資格取得申出書が受け付けられたことをうかがわせる事情等も見当たらないこと、iii) 申立人は、高齢任意加入の申出をしたその場で保険料を納付したと申し立てしているところ、A県B市では、資格取得申出書を受理後は、一旦、社会保険事務所に転送し、同事務所

から高齢任意加入が可能であること、及び保険料の納付可能な月数について回答を受けた後に、初めて納付書を発行するのが通例であり、高齢任意加入の申出を受け付けたその場で保険料を収納することはない旨回答していることなどから、年金記録確認大阪地方第三者委員会（以下「大阪委員会」という。）の決定に基づき、21年10月2日付け、22年5月28日付け、23年3月18日付け及び24年4月27日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、平成2年7月当時のB市C区役所D課の職員名簿を新たな資料として提出し、改めて当時の担当者を特定して、自身が国民年金の任意加入手続を行ったことを確認してほしい旨申し立てしているところ、同区に対して、上記名簿を基に再調査を依頼したが、当時の担当者を特定できる回答は得られなかったことなどから、大阪委員会の決定に基づき、25年1月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、資格取得申出書の写しを新たな資料として提出しているが、当該申出書の写しは、平成3年2月20日にB市C区において受け付けられた申立人に係る資格取得申出書であり、申立人の主張する内容について照会したところ、同区及びE年金事務所の回答からは申立人の主張を裏付ける事情は確認できず、当該申出書の写しをもって大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに大阪委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から11年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から11年10月まで

私が平成3年3月に大学を卒業してすぐに、母が私の国民年金の加入手続きを行い、私が11年11月に会社に就職し、厚生年金保険に加入するまでの間の国民年金保険料の納付についても、母が行ってくれていた。

申立期間の国民年金保険料が納付済みとされていないことに、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が現在所持する年金手帳に記載の基礎年金番号は、平成11年11月22日に申立人の厚生年金保険の加入に伴い付番されており、当該基礎年金番号で管理されている国民年金被保険者記録を見ると、申立人が申立期間について、国民年金被保険者資格を取得した履歴は確認できず、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、当該基礎年金番号に基づき申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要になるところ、オンライン記録により氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親について、申立人は、「母は、私の国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付はきちんと行ったと言っているが、保険料納付の詳細については聞き取ることはできない。」旨陳述しており、具体的な保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間は8年7か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国

民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え  
難い上、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取  
ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保  
険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から平成2年3月まで

私は、昭和62年1月にA社を退職した際、次に就職するB社が厚生年金保険の適用事業所ではないことが分かっていたので、すぐに父に頼んで国民年金の加入手続を行ってもらった。

私は、国民年金の加入当初から、毎月、父に生活費とは別に国民年金保険料としてお金を渡しており、父が定期的に自宅兼事業所に来ていた銀行員に依頼するか、市役所に出向いて保険料を納付してくれていたはずである。

両親の国民年金保険料は、私の国民年金の加入時、父のC銀行（現在は、D銀行）E支店の口座から口座振替により納付しており、時期は不明であるが、父から、私の保険料も当該口座から口座振替による納付に変更したと聞いたことがある。

私は、申立期間の国民年金保険料の納付には関与しておらず、父は既に他界しており、具体的な保険料の納付状況は分からないが、納付していたことは間違いないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者の記録から判断すると、昭和62年2月頃にF県G市において払い出されたものと推認でき、当該払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかしながら、申立人は、「国民年金に加入した当初の国民年金保険料は、父が自宅兼事業所に来ていた銀行員に依頼するか、市役所に出向いて納付してくれていたはずである。」と陳述しているが、その父親は既に他界している上、申立人及び申立期間当時に同居していたその母親は保険料の納付に関

与しておらず、申立人に係る保険料の納付状況は確認できない。

また、申立人は、「父から、時期は不明であるが、私の国民年金保険料の納付を口座振替に変更したと聞いたことがある。」旨陳述しており、G市の平成2年度国民年金保険料収滞納一覧表の収納日から、申立期間後の平成2年6月の保険料から口座振替で納付したことが推認されるどころ、申立人の両親に係る同市の国民年金被保険者名簿を見ると、両親は、申立期間以前の昭和53年度第1期の保険料から口座振替による納付を開始しており、申立人の保険料を納付してくれていたとするその父親が、自身の保険料を口座振替で納付しながら、申立人の保険料のみ別に納付することは不自然である。

さらに、G市の昭和61年度から平成元年度までの国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、申立期間の国民年金保険料について、申立人の両親は収納月日欄に収納月日の記載があり納付済みとなっているが、申立人は収納月日欄が空欄であり納付の記録は見当たらない。

加えて、申立期間は3年3か月に及んでおり、長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人から申立期間に係る保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から平成5年3月までの保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から平成5年3月まで

私は、昭和62年5月に会社を退職した際、A県B市役所へ出向いたところ、「免除です。」と言われて国民年金保険料の免除申請の手続をした。

また、その後も平成5年1月にA県C市へ引っ越すまで、母親に促され、毎年春頃にB市役所で同じ手続を行った。

申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和62年5月に会社を退職し、B市役所で国民年金保険料の免除申請の手続を行った。」と申し立てている。

しかし、申立人が平成5年1月にB市から転居したC市の申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、国民年金の加入届出日は17年11月28日であり、遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、当該加入手続が行われるまでは国民年金の未加入期間であったことが推認され、加入時期が申立内容と符合しないとともに、当該加入届出の時点において、申立期間の国民年金保険料は、制度上、遡って免除申請することはできない。

また、申立人は、「国民年金保険料の免除申請は自身で行い、その後も母親に促され、毎年春頃に行った。しかし、国民年金の加入手続、免除申請用紙の形状及び記載事項等については覚えていない。」旨陳述している上、申立期間当時、同居していた申立人の母親は高齢であり、「息子は、毎年春頃に市役所に行っていた。」旨陳述するのみで、当時の状況に関して具体的なことは分からないとしており、申立人及びその母親から、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の免除申請の状況など具体的な陳述は得られず、

申立期間に係る国民年金の加入手続及び免除申請の手続をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の免除申請が可能となる国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人から申立期間の保険料の免除申請をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

近畿（大阪）国民年金 事案 6567（大阪国民年金事案 4472 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 7 月までの期間及び 39 年 6 月から 40 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 7 月まで  
② 昭和 39 年 6 月から 40 年 7 月まで

私は、前回、年金記録確認大阪地方第三者委員会（当時）に申し立てたところ、一部の期間が国民年金保険料の納付済期間として認められたが、申立期間①及び②については納付を認められなかった。

しかし、昭和 36 年 4 月頃、国民健康保険の加入手続のため A 県 B 市 C 区役所へ行ったところ、職員から国民健康保険と国民年金の加入は一体であると言われたので、その場で、私が夫婦二人の加入手続を行い、加入当初の国民年金保険料については、主に妻が自宅に来た集金人に納付し、その後、いつ頃からかは覚えていないが、私又は妻が納付書を使用して金融機関等で納付するようになったと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料の納付については、具体的なことまでは覚えていないが、私又は妻が納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

今回、新たな資料は無いが、私は B 市 C 区役所の職員から言われたことをはっきりと覚えているので、申立期間①及び②について再度調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和 36 年頃に夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、40 年 8 月 1 日を国民年金被保険者の資格取得日として同年 8 月 26 日に夫婦連番で払い出されており、申立期間①及び②は国民年金未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできないこと、ii)

申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格の取得日も同日（昭和40年8月1日）となっており、特殊台帳の記録とも一致していること、iii) 申立期間①及び②の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかったこと、iv) 申立人から申立期間①及び②の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかったことなどから、既に年金記録確認大阪地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年7月9日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「B市C区役所の職員から、国民健康保険と国民年金の加入は一体であると言われたことをはっきりと覚えている。」旨陳述しているものの、申立人からは新たな資料の提出は無く、申立期間に係る国民年金保険料の納付をうかがわせる陳述も得ることができない上、当該期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、再度、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、そのほかに年金記録確認大阪地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14212

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 8 月 20 日から 4 年 2 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かった。  
しかし、昭和 60 年 8 月 21 日から平成 5 年 5 月 31 日まで継続してA社で勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B組織の申立人に係るC職の登録記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間もA社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、平成 24 年 3 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の社会保険事務担当者は既に死亡し、元事業主は、「当社に関する資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況は確認できない。

また、A社の元事業主は、「C職の中には、雇用形態を正社員からアルバイトに変更してほしいと言ってくる者もいた。アルバイトに変更になったC職は、厚生年金保険には加入させていない。」と陳述している上、同社の複数の元C職は、「当時、A社ではアルバイトとして勤務するC職もいた。」と陳述している。

さらに、企業年金連合会は、「申立人が加入していたD厚生年金基金の加入記録によると、申立人は、平成元年 8 月 20 日に資格を喪失し、4 年 2 月 1 日に資格を再取得している。」と回答しており、厚生年金基金の記録は、オンライン記録と一致している。

加えて、全国健康保険協会E支部は、「申立人は、平成元年 8 月 20 日から 3 年 8 月 20 日までの間、健康保険任意継続被保険者であった。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 14213

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月21日から2年4月2日まで  
② 平成2年5月27日から3年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとのことであった。同社には、前職を退職直後の平成元年8月21日から2年12月31日まで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社には平成2年4月2日からではなく、前職退職後の元年8月21日から勤務していたと陳述している。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年11月1日であり、申立期間①のうち、同日以前は適用事業所になる前の期間である。

また、A社において、申立期間①及び②に厚生年金保険被保険者記録が有り所在が判明した26人と、申立人が名前を挙げた元同僚1人の27人に照会をしたところ、11人から回答が得られたものの、申立人の申立期間①における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等については回答を得ることができない上、当該11人のうち、経理、社会保険事務担当者は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年11月以前に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことはない。」、ほかの2人も、「A社が適用事業所となる前の給与から保険料を控除された記憶は無く、自身の年金記録に間違いはない。」旨それぞれ陳述している。

さらに、申立人に係る雇用保険の給付状況によると、申立人は、平成元年

12月12日から2年3月11日までの期間、申立期間①直前に勤務していた事業所に係る雇用保険の失業給付を受給していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、A社には、平成2年5月27日ではなく、同年12月31日まで勤務し、厚生年金保険料も控除されていたと申し立てている。

しかしながら、B社は、「当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料控除の状況については不明である。」と回答している。

また、前述の11人全員から、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての回答は得られない上、元従業員2人は、「時期は定かでないが、申立人は一度退職した後、再入社し勤務していた。」旨陳述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、A社において平成3年2月5日から再度、厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間当時の住所地であったC市は、「申立人は、申立期間②の始期である平成2年5月27日から4年10月1日までの期間、国民健康保険に加入している。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 14214

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年頃から38年頃まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、給与から保険料が控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社での同僚として氏名を挙げた二人の陳述から、申立人は、期間は特定できないものの、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無い上、社会保険事務所（当時）の記録において、厚生年金保険の適用事業所であったという記録は見当たらない。

また、申立人が名前を挙げた事業主については、同姓同名の厚生年金保険被保険者台帳は確認できるものの、事業主本人と特定することができず、当該被保険者は申立期間における被保険者記録が確認できない上、申立人が名前を挙げた同僚は、「事業主の子息はA社に勤務していなかった。」と回答しており、事業主及びその関係者から、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、上述の二人の同僚について、申立期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、当該二人の同僚は、「私は、A社では厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、昭和36年4月から平成5年3月までの期間について、国民年金に加入しており、当該期間の全てが納付済期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が前月を下回っていることが分かった。

申立期間当時、私はA職であったが、景気が良かったので基本給が下がるようなことはなく、通勤手当の変更もなかった。また、当時のA職にはB手当及びC手当等、月により変動する手当もなかったのに、申立期間の標準報酬月額が減額されているのはおかしい。

申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②当時、基本給が下がるようなことはなく、通勤手当の変更もなかった上、月により変動する手当もなかったため、前月よりも給与が減額されるようなことはなかった。」と申し立てている。

しかし、D社は、「当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額並びに当時の社会保険事務所に対する届出及び保険料納付の状況については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②に係る給与支給額及び保険料控除額を確認することができない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、昭和 41 年 10 月から 44 年 7 月までの期間に標準報酬月額が減額していることが確認できる 57 人（申立人を除く。）のうち、連絡先の判明した 45 人及び事務担当者 2 人に照会し、30 人から回答を得られたものの、申立期間①及び②に係る給与支給額がオンライン記録の標準報酬月額に見

合う報酬額を上回り、当該給与からオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を上回る保険料が控除されていたことをうかがわせる回答並びに給与支給額及び保険料控除額が確認できる給与明細書等の関連資料は得られなかった。

さらに、前述の 57 人のうち、当時の事務担当者が申立人と同様に A 職であったと陳述している者は申立人を除き 8 人確認できるところ、そのうち、申立期間①の始期である昭和 41 年 10 月 1 日に従前よりも標準報酬月額が低下した者は 8 人、申立期間②の始期である 43 年 10 月 1 日に従前よりも標準報酬月額が低下した者は 1 人それぞれ確認できる上、当該事務担当者及び当該 8 人の A 職のうち 1 人は、「当時、A 職は、B 手当及び C 手当は支給されていなかったが、繁忙期にだけ支給される手当があった。繁忙期が過ぎて手当が支給されなくなることにより、給与支給額が低下することはあった。」と陳述している。

加えて、D 社に係る被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年7月10日から35年2月1日まで  
② 昭和35年2月1日から同年5月1日まで

申立期間①について、私は、前職（A社）と同程度の給与でB社に採用され、同社からC社へ異動しても同条件だったことから、当該期間の標準報酬月額も同社における標準報酬月額と同額の1万4,000円のはずであるので記録を訂正してほしい。

申立期間②について、年金記録によると、C社の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和35年5月1日となっているが、私が同社に異動したのは、提出した辞令のとおり同年2月1日であることから、同社の資格取得日を同日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「前職のA社（現在は、D社）に勤務していた時と同程度の給与でB社に採用された。」と主張しているところ、申立人から提出された昭和33年4月30日付け申立人に係る辞職時の辞令によると、「E職給与を支給する」と記載されており、D社によると、「当時のE職給与は1万3,300円である。」と回答している。

しかしながら、B社は特別清算終結の決定確定となっている上、清算人3人及び同社の事業を承継したとするF社に照会したものの、貸金台帳等の資料は保管されておらず、申立人の申立期間①に係る給与支給額及び厚生年金保険料の控除の状況が確認できない。

また、D社は、「申立人の給料月額は、昭和33年4月30日付けで、1万

600 円から 1 万 3,300 円に昇給しているが、同日付けで退職となっていることから、申立人が退職前に支払われていた給料月額が 1 万 600 円である。」と回答している。

さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の資格取得日（昭和 34 年 7 月 10 日）前後 3 か月間に資格を取得した 161 人（申立人を除く。）のうち、資格取得時の年齢が申立人（当時、31 歳）と同年代の男性 12 人の資格取得時の標準報酬月額を見ると、申立人が主張する標準報酬月額以上の者はおらず、申立人の標準報酬月額（9,000 円）が低額であるとは言えない上、当該 12 人のうち、所在が確認できた 5 人及び申立期間当時の代表取締役（代表取締役を含む。）から回答を得られたものの、申立人の給与から申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことをうかがわせる陳述は得られない。

加えて、B 社に係る被保険者名簿によると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は訂正等がなされた形跡は無く、オンライン記録の標準報酬月額と符合する。

このほか、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人から提出された C 社における辞令により、申立人は、昭和 35 年 2 月 1 日に B 社から C 社へ転籍したことが確認できる。

しかしながら、C 社に係る被保険者名簿及び事業所記号等索引簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 5 月 1 日であることが確認でき、申立期間②は同社が適用事業所となる前の期間である。

また、B 社及び C 社は特別清算終結の決定確定となっている上、両社の清算人 3 人及び事業を承継したとする F 社に照会したものの、申立期間②当時の社会保険に関する届出（控え）等の資料は保管されておらず、同社は、「C 社が昭和 35 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となるまでは、転籍者を B 社の被保険者としていたと考えられる。」と回答している。

さらに、B 社において被保険者記録が確認でき、転籍により C 社において昭和 35 年 5 月 1 日に資格を取得している者は 21 人（前述の申立人が記憶する元同僚 2 人を含む。）確認できるところ、当該 21 人とも、申立人と同様、B 社における資格喪失日は同年 2 月 1 日ではなく、同年 5 月 1 日となっている。

加えて、B社に係る被保険者名簿によると、申立人の被保険者の資格喪失日（昭和35年5月1日）は、訂正等がなされた形跡は無く、オンライン記録と一致している。

このほか、事業主が申立人の主張する厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得の届出を行ったことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日及びC社における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月1日から37年8月21日まで

私は、A社B工場（後に、C社D工場。現在は、C社）に、昭和23年5月から37年8月までの間、勤務したが、自営業を始めることを理由に同社を退職した。

年金記録によると、申立期間に係る脱退手当金が支給済みとなっているが、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認でき、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約4か月後の昭和37年12月24日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、C社D工場に係る被保険者名簿により、昭和23年5月から33年12月までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人の被保険者の資格喪失日前後の35年1月から39年12月までの期間に被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格がある女性86人（申立人を含む。）の支給記録を調査したところ、64人に支給記録があり、そのうち41人については、資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いという主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月頃から22年6月28日まで  
② 昭和25年3月頃から28年2月1日まで

申立期間①については、昭和21年3月頃にA社に正社員として入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は22年6月28日と記録されている。また、申立期間②については、25年3月頃にB社に正社員として入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は28年2月1日と記録されている。それぞれの年金記録はおかしいので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元同僚の陳述から、期間は明らかでないものの申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在が不明のため、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が自身より数か月遅れて入社したとする5人の元従業員に係る資格取得日が、申立人と同日の昭和22年6月28日となっている。

さらに、A社の元同僚の一人が自身の同社への入社時期について、「詳細な日付は記憶していないが、同じ日に入社した者が私のほかに一人いた。」旨陳述しているが、前述の被保険者名簿において当該元同僚と同日に被保険者資格を取得している者が8人確認できる上、その同日に入社したとされる者については、同名簿にその氏名が見当たらないことを踏まえると、同社においては、入社から一定期間経過した者について、まとめて特定の日に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえ、申立期間①当時、必ずしも全て

の従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった可能性が考えられる。

申立期間②について、B社及び同社の関連会社であるC社のそれぞれの複数の元同僚の陳述から、申立人が申立期間②に当該2社のいずれかに勤務していたことがうかがえる。

しかし、前述の2社に係る商業登記簿謄本によると、両社はそれぞれ既に清算終了又は解散している上、当時の双方の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、事業所名簿の記録では、申立期間②当時、B社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、前述の元同僚の陳述から、同社の従業員は、C社において厚生年金保険に加入させていたと考えられるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が昭和26年に中学校を卒業して入社したとする元同僚二人に係る資格取得日は、当該入社時から1年半以上後の申立人が資格を取得した日と同日の28年2月1日となっている。

さらに、申立人が業務内容及び待遇が自身と同様だったとする元同僚についても、同人に係る資格取得日は、申立人が陳述する同人の入社時から約3年後の昭和27年3月1日となっている。

加えて、複数の元同僚は、B社における厚生年金保険の加入時期について、「入社時から加入した。」、「2か月間の試用期間があった。」、「6か月間の試用期間があった。」と様々な内容の陳述をしていることから、同社においては、従業員ごとに<sup>まちまち</sup>区々の取扱いをしていたことがうかがわれ、必ずしも入社と同時に全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった可能性が考えられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14239

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月31日から23年8月1日まで

厚生年金保険の記録状況を年金事務所に照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。私は申立期間も退職することなく、継続して同社同工場に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有り、申立人が名前を記憶していた元同僚の陳述から判断すると、申立人が申立期間も同社同工場に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A社B工場は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元役員でもある元事業主の妻は、「申立期間当時の先代の事業主及びその後経営を引き継いだ夫も既に死亡しており、当社は平成8年に解散し、資料等も保管していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況については不明である。」旨陳述している。

また、申立人を記憶していた前述の元同僚は、「申立期間当時のA社B工場における厚生年金保険の取扱い及び申立人に係る保険料控除等の事情については何も分からない。」と陳述しており、同人から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述を得ることができなかった。

さらに、前述の被保険者名簿を見ると、昭和22年8月31日付けで、被保険者資格を喪失した者は申立人を含め39人確認できるところ、そのうち9人について申立人と同様に加入記録に空白期間が生じているが、その原因は不明であり、これら9人の空白期間において、厚生年金保険料が継続して控除されて

いたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14240

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 7 年 3 月 頃 まで

申立期間については国民年金の加入期間になっているが、当時はA社の代表取締役であり、健康保険被保険者証も使用していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

商業登記簿の記録及び元従業員の陳述から、申立人が申立期間において、A社の代表取締役として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、平成 11 年 8 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、14 年 12 月に解散している上、同社の事業主であった申立人も当時の資料を保管していないことから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについて確認することができない。

また、申立期間当時にA社における厚生年金保険の被保険者記録がある複数の元従業員及び事務担当者であったとされる者に照会し、複数の者から回答を得られたものの、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について記憶している者は無く、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の状況を確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が申立期間及びその直近の期間を通じて国民年金の被保険者として国民年金保険料を納付しており、また、申立期間当時、居住していたB市の記録によると、申立人が申立期間を含む昭和 54 年 4 月 1 日から平成 10 年 5 月 31 日までの期間において、同市の国民健康保険に加入していたことがそれぞれ確認できる。

加えて、A社におけるオンライン記録において、健康保険整理番号に欠番は

見られず、同記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 7 月頃から 5 年 7 月頃まで  
② 平成 12 年 7 月から 13 年 6 月まで  
③ 平成 13 年 6 月頃から 14 年 9 月頃まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間①、②及び③に係る被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間①は、A社において、B職に従事しており、また、退職時に健康保険被保険者証を事業所に返却した覚えもある。申立期間②は、C社でD職に従事し、給与から厚生年金保険料も控除されていた。申立期間③は、E社において、D職に従事し、給与から厚生年金保険料も控除されていたはずである。申立期間①、②及び③を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の元従業員の陳述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は平成 17 年 12 月 2 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主に照会を行ったが回答が無く、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

また、申立期間①当時にA社で事務を担当していたとする者は、「A社では、B職の従業員には、厚生年金保険に加入しない雇用形態の者がいた。」旨陳述しているところ、複数の元従業員は、「申立人は厚生年金保険に加入しない雇用形態の者であった。」旨陳述している。

さらに、前述の事務担当者は、「自身がA社でパートとして勤務していた時は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨陳述している。

加えて、申立人がA社の同僚として名前を挙げた二人については、同社における厚生年金保険の被保険者記録が見当たらないことから、同社では申立期間①当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

申立期間②について、商業登記簿の記録並びに申立人から提出された当時の名刺及びF書類の写しから、申立期間②当時、C社が実在していたことが認められる。

しかしながら、商業登記簿の記録によると、C社は、平成13年に解散している上、商業登記簿に記されている同社の代表取締役を含む役員及び申立人が記憶する従業員に照会を行ったが具体的な回答は無く、申立人が同社において勤務していた状況等について確認することができない。

また、オンライン記録において、申立期間②を通じて、C社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、雇用保険の加入記録においても、申立人の申立期間②に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、C社から交付されたとする平成12年10月分の給与支払明細書を提出し、厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、当該給与支払明細書に記載された事業所名は、「G社」となっており、商業登記簿の法人名称に係る記録及び前述の名刺に記載されている名称と相違していることから、当該給与支払明細書がC社から交付されたものであると特定することはできない。

加えて、当該給与支払明細書に記載されている社会保険料の控除額は、支給合計額に見合う厚生年金保険料と健康保険料の合計額とは乖離<sup>かい</sup>している上、基本給又は支給合計額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額とも相違している。

申立期間③について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された入社時の誓約書から、申立人が、申立期間③のうち、平成14年1月10日から同年6月30日まで、E社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、E社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成14年8月1日であり、これより前の期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、E社は平成15年10月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主に照会を行ったが回答が無く、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、E社の元同僚は、「E社では、厚生年金保険に加入する以前の期間

については、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨陳述している。

加えて、申立人はE社の従業員数を20人強であったとしているが、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった平成14年8月1日時点における同社の被保険者数は4人であることから判断すると、申立期間③当時、E社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 14242

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 7 月 24 日まで  
② 昭和 42 年 6 月 13 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、申立期間①及び②の被保険者記録が無いことが判明した。

申立期間①は、高等学校を卒業後の昭和 32 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、同事業所が被災した同年 7 月 24 日まで勤務した。当時の事業主から厚生年金保険被保険者証をもらった記憶がある。

また、申立期間②は、昭和 42 年 4 月に C 市に本社がある D 社に入社後、同社 E 出張所において、F 業務に従事していた。当該期間の空白は、当時、同社が G 社に分社したことで生じたものと思われるが、分社時も勤務地及び業務内容等に変化はなく、継続して勤務していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の A 社に係る詳細な陳述内容は、B 社から提出された申立期間に係る同社の社史の記されている内容と符合することから、申立人は、申立期間に A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B 社は、「申立期間当時の人事記録及び社会保険に関する資料は保管していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答している。

また、申立人が申立期間当時の事業主の子として記憶している B 社の前事業主は、「申立人のことは覚えていない。申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについても分からない。」と回答しており、同人から申立人の申立期間にお

ける厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録のある元従業員のうち、申立人が名字を記憶していた2人を含む13人に事情照会を行い、4人から回答があったが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述は得られない一方で、申立人と同職種の2人の被保険者の資格取得日は、自身の記憶する入社年月日より5か月後又は8か月後であることを踏まえると、申立期間当時、同事業所は、必ずしも入社と同時に従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の氏名（旧氏名を含む。）について検索を行ったが、該当する者は見当たらない上、同名簿の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿に不自然な点も見当たらない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び元同僚の陳述から判断すると、申立人がD社及びG社に継続して勤務していたことが認められ、申立期間②においてはG社に勤務していたことが推認できる。

しかし、G社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和42年9月1日であり、これより前の期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、G社は、平成23年2月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間②当時の事業主は既に死亡しており、商業登記簿で確認できる役員からも回答は得られず、これらの者から申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、D社は、「申立期間②当時の人事記録及び社会保険等に関する資料は保管しておらず、当時の事情を知る者もいないため、D社から分社したG社における社会保険事務等の引継ぎがどのようにされたかは不明であり、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除等の事情は分からない。」旨回答している。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、保険料控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年10月31日から27年6月1日まで  
② 昭和30年2月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社(後のB社)に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は事業所名がC社からA社に変わった時期に当たり、主にD県で勤務していた。また、申立期間②はA社が法人となったことに伴って、事業所名がB社に変わった時期に当たり、E県とD県を行き来しつつ勤務していた。

どちらの期間にもF職及びG職に従事しており、継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年6月1日であり、申立期間①において適用事業所であった事実は確認できない。

また、前述の被保険者名簿からA社の事業主を特定することができず、申立人及び同名簿に加入記録が有る者のうち、唯一回答を得られた元従業員が、申立期間①当時の事業主とする者は連絡先が不明である上、申立人が同僚として記憶する複数の者は、いずれも死亡又は連絡先が不明であるため、これらの者から申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできない。

さらに、申立人は、「申立期間①当時、A社の従業員は私一人だった。」旨陳述していることに加え、前述の元従業員は、「私は、申立期間①にA社に勤務していなかったので当時の事情は分からない。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、前述の被保険者名簿によると、A社は昭和30年2月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人が法人化により同事業所が名称変更したとするB社は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においていずれの事業所も適用事業所であった事実は確認できない。

また、上記B社に係る被保険者名簿及び商業登記簿の記録からは、同社の事業主を特定することはできず、申立人及び前述の元従業員が申立期間②当時の事業主とする者（A社の事業主と同一人）は連絡先が不明である上、申立人が同僚として氏名を記憶する複数の者は、いずれも死亡又は連絡先が不明であるため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、前述の元従業員は、B社に係る被保険者名簿において申立人と同日（昭和30年5月1日）付けで、被保険者資格を取得しているところ、同人は、「私はA社に昭和27年半ばから32年ぐらいまで勤務したが、申立人のことは覚えていない。また、申立期間②当時は自身の年金に興味がなかったので、保険料控除について覚えていない。」旨陳述している上、同人以外の者からも、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び保険料控除の状況について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14244（福井厚生年金事案 322 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月30日から28年12月31日まで

昭和16年にA社に入社し、途中で社名がB社に変わったものの、28年\*月に子を出産した後も、同年12月末まで継続して同社C工場に勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、昭和27年4月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことになっており、納得できないので年金記録確認福井地方第三者委員会（当時）に申立てを行ったが、「申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。」として、訂正不要と判断された。

今回、新たな資料として、A社在職中及び退職後の各時点において、同社の同僚と一緒に撮った写真2枚及び子の母子手帳を提出するので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社C工場の当時の代表者は既に死亡している上、当該事業所は昭和32年4月頃に被災により閉鎖され、同年12月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、当該事業所を吸収合併したD社の代表者は、「申立てどおりの届出を行ったか否か、厚生年金保険料を控除していたか否かについては、申立期間当時の状況を確認できる関係資料等が保存されておらず、当時を知る従業員も既に退職しているため不明である。」と回答しており、申立人の勤務期間、雇用形態及び厚生年金保険の加入手続等を確認することができなかったこと、ii) 当該事業所の元従業員から、申立人が申立期間も継続して勤務していたとする陳述を得ることができなかったこと等を理由として、既に年金記録確認福井地方第三

者委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 6 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料として、写真 2 枚及び子の母子手帳を提出し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしいとして、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立人が、上記写真のうち A 社 C 工場在職中に撮影された写真に写っているとして名前を挙げた同僚 4 人は、既に死亡又は連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該 4 人全員が申立期間より前に被保険者資格を喪失しており、B 社 C 工場に係る被保険者名簿においても、これらの者の名前は見当たらない。

また、申立人が A 社 C 工場を退職した後に撮影された写真に写っているとして名前を挙げた別の同僚 4 人も、既に死亡又は連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、申立人から提出された母子手帳からは、申立人の主張どおり、申立人が申立期間中に子を出産したことが確認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

このほかに、年金記録確認福井地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月25日から26年1月23日まで  
② 昭和27年1月7日から同年7月25日まで  
③ 昭和27年11月13日から34年1月25日まで

私が勤務したA社（申立期間①）及びB社（申立期間②及び③）について、年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、私は脱退手当金を受給した記憶は無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険被保険者台帳の記号番号は、申立期間③に係る事業所を退職した約3か月後の昭和34年4月14日に重複整理の手続が取られ、申立期間①に係る記号番号に統合されたことが申立期間②及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に記録されている上、申立期間①、②及び③の脱退手当金が同年5月7日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に合わせて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約4か月後の昭和34年5月7日に支給決定されている上、申立期間③に係る被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間③に係る被保険者名簿により、申立人が記載されているページ及びその前後のページの女性108人のうち、昭和32年から35年までに厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている申

立人を除く 8 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、7 人に支給記録が有り、そのうち 6 人について、資格喪失日から約 5 か月以内に支給決定されている上、当該 7 人のうち 3 人は、支給決定日が同日であることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月から29年1月まで

私は、申立期間について、A組織B部（当時）に勤務したが、年金事務所の記録によると、当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が欠落しているの  
で、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C組織・D課の回答により、申立人は、昭和27年11月8日から29年1月13日までE組織F課に臨時職員として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C組織・D課は、「申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況は、給与関連等の資料を保存していないことから、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B部に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、所在の判明した3人に照会したところ、回答があった1人は、「当時のB部のことは分からない。」と陳述している上、申立人が名字のみ記憶する職員は、所在が不明のため照会できないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について陳述を得ることができない。

さらに、申立人は、「B部には、申立期間当時、私と同じような処遇の職員は50人ぐらい勤務していた。」と陳述しているところ、B部に係る被保険者名簿によると、申立期間における厚生年金保険の被保険者数は4人又は5人で推移していることから、同部において、申立期間当時、一部の職員しか厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、B部に係る被保険者名簿によると、申立人の氏名は確認できず、健

康保険整理番号に欠番は無い上、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。